ー施設等利用給付(新2号・新3号)認定申請のご案内ー

【令和9年度】 箕面市

認可外保育施設・ベビーシッター・一時保育・事業所内保育施設等の利用料無償化の手続き

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児までの認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、事業所内保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料が月額40，300円を上限に無償化の対象になります。また、0～2歳児までは、市民税非課税世帯のみ月額45，700円を上限に無償化の対象になります。利用料は一旦、施設へお支払いいただき、後日、市が還付します。

無償化の還付を受けるにあたっては、『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。還付を受けるまでの手順や対象条件等を確認のうえ、手続きをお願いします。



1. 対象者

以下のすべての要件を満たすかた

①「保育の必要性のあるかた」で、認可保育施設や認定こども園(保育園コース)などを利用していないかた

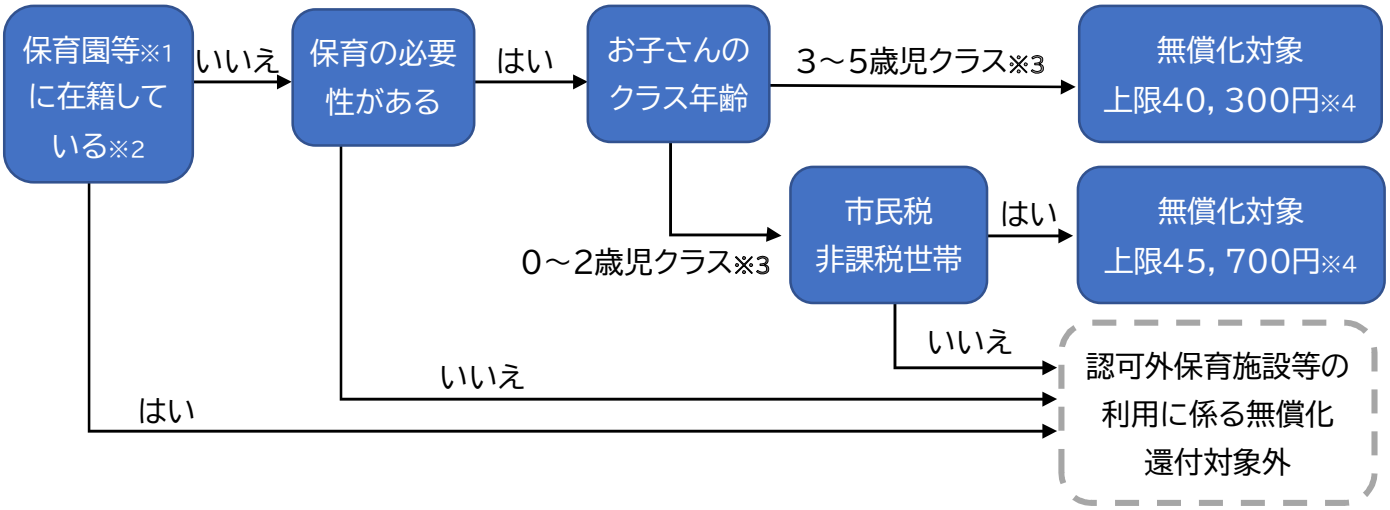
②0～5歳児まで(ただし、0～2歳児までは市民税非課税世帯のみ)

③児童・保護者ともに箕面市在住のかた(住民登録があり、かつ居住しているかた)

※利用する保育施設等の所在地は、箕面市内・市外を問いません。

「保育の必要性」があるかたとは、
月64時間以上の就労や、疾病、同居の親族の介護、出産前後、求職活動、通学等により家庭で児童の保育ができないかたです。
提出された書類により「保育の必要性」が確認できない場合は、追加の書類の提出を依頼するとともに、電話や面談により市が確認を行うことがあります。

＜無償化の還付対象であるか？確認チャート＞



※1　「保育園等」とは、認可保育所等、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、企業主導型保育事業（従業員枠・地域枠）を指します。

※2　幼稚園・認定こども園に在籍しているかたは、通園中の幼稚園・認定こども園が十分な預かり保育を実施していない等の場合（①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合）、認可外保育施設等を併用した際の利用料が無償化の対象になります。

※3　クラス年齢は令和9年4月1日時点の年齢です。

※4　還付の対象となるのは、施設に支払った利用料から無償化対象外費用（日用品、文房具、行事参加費、給食費、通園送迎費など）を除いた金額に限ります。

＜還付の例＞

4歳児（月額上限40，300円）
一時預かりと認可外保育施設を併用している場合

●保護者が施設へ支払い

事業・施設名	1か月当たりの施設利用料	1か月当たりの総額
一時預かり	25，000円	42，000円
認可外保育施設	17，000円	

このうち月額上限 40,300 円までが無償化の還付対象になります。

●市から保護者への還付（無償化対象額）

市からの還付額	残りの金額（保護者が実質負担する額）
40,300 円	1,700 円

上限を超えた分は保護者負担になります。

2. 無償化の対象施設

対象となる施設・サービスは、以下のとおりです。各施設が無償化の対象かどうかは、施設所在地の市町村ホームページでご確認ください。

●認可外保育施設
●ベビーホテル、ベビーシッター
●事業所内保育施設
●子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（一時保育）
●病児保育事業
●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

箕面市 HP

※複数の認可外保育施設等を併用した場合、上限額（月額）まで無償化の対象となります。

※認可外保育施設のうち企業主導型保育施設をご利用のかたは、手続きの方法が異なり、他のサービス等の併用はできません。また、ご利用の施設で手続きが必要となりますので、各施設に直接お問い合わせください。

3. 申請手続き

(1)申請手続きについて

無償化対象額の還付を受けるためには、あらかじめ保護者が箕面市役所(子ども総合窓口)に書類を提出し、施設等利用給付認定(以下、「認定」という。)を受ける必要があります。

提出期限:認定を希望する月の前月の15日まで(郵送の場合は必着)

なお、令和９年(2027年)4月から認定を希望される場合は、令和９年(2027年)2月26日(金)までに提出してください。

提出先:箕面市西小路4－6－1　箕面市役所　別館2階　子ども総合窓口

※郵送で提出する際は、「郵送申込用提出書類等チェックシート」に記入のうえ、簡易書留・特定記録郵便・レターパックなど追跡確認可能な郵便で提出してください。

※土曜日・日曜日・祝日は、すべての郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック・速達を含む)が届きませんのでご注意ください。

※市で申請書を受理した日より前にさかのぼって認定を受けることはできません。

(2)保育の必要性の認定

保護者のいずれもが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、市が保育の必要性を認定します。(施設等利用給付認定)

◆月64時間以上就労している
◆産前６週(多胎の場合は14週)のかかる月初めから、
産後８週を経過する日の属する月末まで
◆病気、負傷または心身に障害がある
◆同居の親族を常に介護している
◆求職活動をしている
◆学生である　　等

※育児休業中の認定について

育児休業前から就労で認可外保育施設を利用されているかたのうち、以下の①～⑤すべてに該当する場合、別紙「在園証明書」を提出することで、育児休業中であっても認定を受けることができます。

① 箕面市の就労要件である月64時間以上を満たして認可外保育施設等に入園したが、所得制限により施設等利用給付認定3号(新3号)の申請対象外だった。
② 現在も①と同じ認可外保育施設等を利用中である。
③ 施設等利用給付認定2号(新2号)の認定開始日時点で、法に基づく育児休業中または法に基づかない産前・産後・育児に伴う休業中(元の職場に復帰できる場合)である。
④ ③の休業期間終了後も、引き続き同じ認可外保育施設等を利用する。
⑤ 出産した子が満2歳になる月の末日までに元の職場に復職する。

なお、以上の条件に該当しない場合で育児休業中の認定を希望するかたは、事前に子ども総合窓口にご相談ください。

(3)認定申請の結果について

認定された場合、市が認定申請書を受け付けた日から概ね30日以内に、認定通知書を交付し

ます。ただし、令和9年（2027 年）4月認定開始の場合は、令和9年3月中に通知します。
※認定通知書には、『認定区分』、『認定の有効期間』、『保育を必要とする事由』等を記載しています。記載内容に誤りがないか確認のうえ、大切に保管ください。

4. 提出書類

【注意事項】
●書類は、ボールペンでご記入ください。鉛筆や消せるペンで記入しないでください。
●記載した内容を修正する場合は、修正液やテープを使用せず、二重線を引いてください。
●**提出された書類は、返却できません。**控えが必要な場合は、提出前にご自身でコピーをお取りください。
●締切までに必要書類が全て揃わない場合、認定できません。必ず締切までにご提出ください。

（1）すべてのかたが提出が必要な書類
◆施設等利用給付認定・変更申請書 （記入例をご参照ください）
◆「保育の必要性」を証明するための書類および添付書類
※「保育が必要な理由」によって提出書類が異なります。下記の表を確認のうえ、必要な書類をご用意ください。
※保護者それぞれの保育の必要性を証明する書類（直近3か月以内に発行または記載されたもの）が必要です。（ただし、実績は直近のものを提出してください。）
※きょうだい分を同時に申請する場合、添付書類は原本を一部提出いただければ、その他はコピーで問題ありません。（ご自身でコピーをご用意ください。）

保育を必要とする事由		提出書類	補足事項
就労（被雇用・自営協力者）	就労中	就労証明書（就労先にて証明を受けてください） 就労証明書 （市の様式）	・ 育児休業中のかたは、産前休暇前の就労実績を記載してください。 ・ 就労先に直近の就労実績を記入していただけなかったかたは、就労先の発行する就労実績がわかる書類または2か月分の給与明細のコピーを提出してください。 （就労先や本人氏名、月の就労時間、月の就労日数、該当年月が記載が必要） ・ 給与明細がインターネットでのみ確認可能な場合は、必ず画面のコピーを印刷の上、提出してください。
	就労内定	就労証明書	就労予定先で証明を受けてください。予定の就労日数、支給額等について証明を受け提出してください。
	内職で就労中	①就労証明書 ②直近２か月分の就労実績が確認できる書類	①について、発注先で証明を受けてください。 ②について、給与明細など発注先や本人氏名、月の就労時間、月の就労日数、該当年月が記載されている書類である必要があります。発注先に

			おいて、就労証明書における就労実績欄に証明を受ける場合、本書類の提出は不要です。
就労(自営中心者)	就労中	①就労証明書(事業主がご記入ください) ②最新年度の源泉徴収票または確定申告書(控)第一表及び第二表	①について就労証明書に直近2か月分の就労実績をご記入ください。 ②ついて ・ 申請日から2年以内に自営業を始めたため、左記の書類を提出できない場合は、以下のA～Fのいずれか1点を提出してください。 A. 税務署に提出されている「開業届出書(控)」 B. 保健所等から交付される「営業許可証(写)」 C. 法人設立届出書 D. 履歴事項全部証明書 E. 青色事業専従者給与に関する届出書(自営専従者の場合) F. 店舗予定地の賃貸借契約書や開業経費の支出明細等(自営業開業予定の場合) ・ 申請日から2年以上前に開業したものの左記②が出せない場合、並びに、2年以内に開業し左記②及び上記A～Fのいずれも提出できない場合は、以下の2点をご提出ください。 1.申請日から3か月以内に作成された収入や売上がわかるもの（振込口座のコピーなど） 2.自営業の活動が客観的にわかるもの（予約表やホームページのコピー、契約書、受注書など
妊娠・出産		母子健康手帳のコピー	表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページをご提出ください。病院が発行した「出産予定日」及び「保護者氏名」が明記されているもの(マタニティカレンダー等)でも可能です。
就学		①在学証明書 ②授業の時間割表（カリキュラム）	
疾病・障害 診断書 (市の様式)		診断書 (市の様式)	医師による証明(保育が困難な理由を確認するための証明)が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただくか、子ども総合窓口でもお受け取り可能です。

介護等 診断書 （市の様式）	①診断書 （市の様式） ②介護に関する書類 ③身体障害者手帳のコピー ④タイムスケジュール	①介護をうけるかたの医師による証明が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただくか、子ども総合窓口でもお受け取り可能です。 ②介護度の分かる介護保険被保険者・ケアプラン等介護に関する書類が必要です。 ③身体障害者手帳をお持ちのかたは、コピーを提出してください。 ④ご自身で１日の介護・看護の内容とそれぞれの開始・終了時間を記載した１週間分のタイムスケジュールを作成してください。
災害復旧	罹災証明書	
求職活動		認定後2カ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

（2）該当するかたのみ提出が必要な書類

以下に該当する場合、必要書類を提出してください。

対象者	提出書類等
認可保育施設の申込みをしていないかた	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
郵送で書類を提出される場合	郵送申込用提出書類等チェックシート ●本人確認書類の写し ●マイナンバーカードまたは通知カードの写し 新3号認定希望者（クラス年齢が0～2歳児）かつ認定開始日時点で箕面市外にお住まいの保護者のかたのみ必要です。
認定開始日時点で育児休業中のかた	在園証明書

5. 無償化の対象となる金額（利用料）の還付について

認定を受けた後、無償化の対象となる金額（利用料）の還付を受けるためには、その都度、市に手続きが必要です。

（1）無償化対象額の還付を受けるために必要な手続きについて

無償化対象金額の還付を受けるためには、市あてに以下の書類を提出する必要があります。

①施設等利用費交付申請書兼請求書（以下、『請求書』という。）

②提供証明書兼領収書または活動報告書

請求の際には各施設が発行する『提供証明書兼領収書』または『活動報告書』の添付が必要となりますので、利用施設に交付を依頼してください。

※還付口座は認定保護者の口座を記載してください。

【注意事項】

◆請求書や提供証明書兼領収書または活動報告書は、各利用施設または箕面市役所（子ども

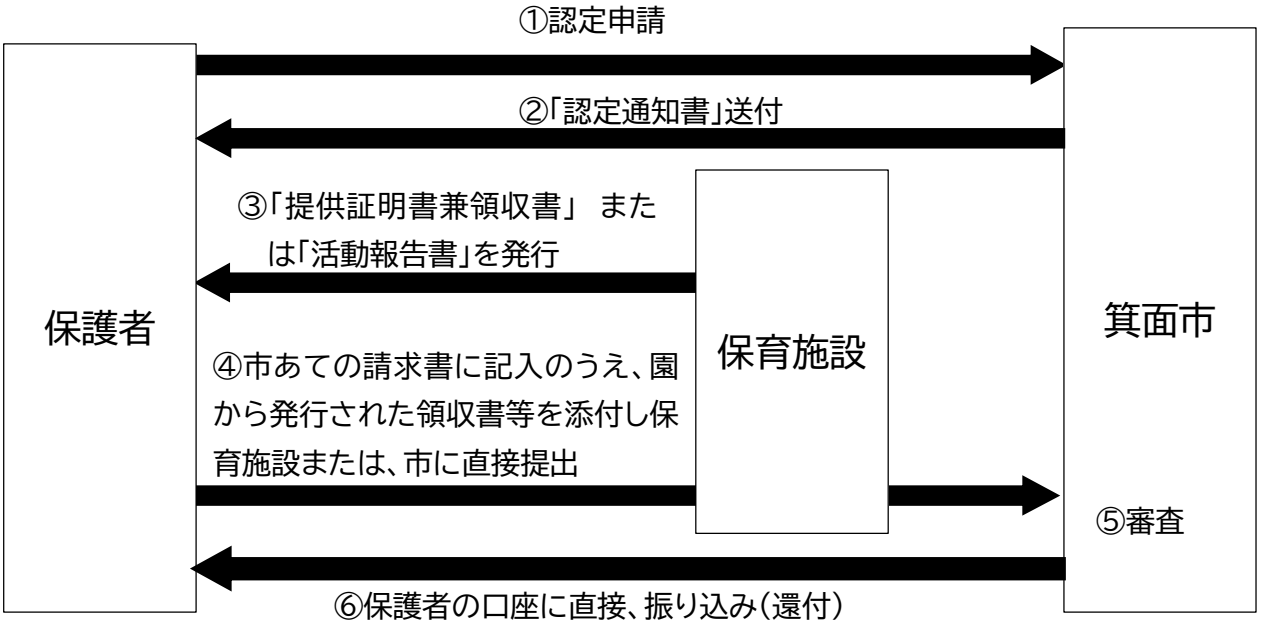
総合窓口）へ提出してください。

◆記載事項に誤りがある場合は、利用料の還付を受けることができません。

（2）無償化対象額の還付を受けるまでの流れについて

利用料等は一旦施設にお支払いください。お支払い後は3か月ごとに還付のお手続きのうえ、市が無償化の対象となる金額（還付額）を、指定の口座に振り込みます。

複数の施設を併用した場合は、利用した施設ごとの提供証明書兼領収書または活動報告書が必要です。



（3）還付スケジュール

四半期ごと（3か月に一度）に還付します。

請求時期になりましたら、利用施設から保護者へ請求書・提供証明書等を交付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入して市に提出してください。

●スケジュール●

利用期間	保護者から市への請求時期 （園の定める締切）	市から保護者への還付時期 （口座振込時期）
4～6月	7月上旬頃	8 月末頃
7～9月	10月上旬頃	11月末頃
10～12月	1月上旬頃	2月末頃
1～3月	4月上旬頃	5月末頃

6. 現況確認について

認定を受けたかたは、毎年、保育の必要性が継続していることを、市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、利用料（無償化対象額）の還付を受けられなくなることがあります。現況届出書や就労（予定）証明書等、必要な書類を必ず提出してください。 詳細は毎年5～6月ごろ、園経由もしくは直接お知らせする予定です。

7. その他の手続き

下表に示す変更が生じた場合は、状況に応じた必要書類を市に提出し、認定保護者が申請・届出を行ってください。

※変更がある場合は、必ず園または子ども総合窓口にご連絡ください。就労状況の変更等により認定要件を満たさない、または申請事項に虚偽が発覚した場合は、還付金の返還を求めます。

主な変更内容	提出書類等	
	変更申請書	その他必要な書類等
市内で転居する	●	―
市外に転出する	●	―
世帯構成に変化があった（離婚、再婚、同居家族の増減、単身赴任等）	●	右記二次元バーコードから、申請してください。 各種電子申請フォーム
仕事をやめた（求職活動を行っている）	―	①施設等利用給付認定変更申請書 ②退職前の給与明細就労実績を2か月分
就労状況が変わった（勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった等）	―	①就労証明書 就労先にて記入のうえ、提出してください。 ②就労実績を2か月分　※実績が出次第
妊娠・出産がわかった	―	①施設等利用給付認定変更申請書 ②母子健康手帳のコピー （表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ） または、マタニティーカレンダー
育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する	―	①施設等利用給付認定変更申請書 ②就労証明書 （必ず育休取得期間が明記されたもの提出してください）
育児休業を終了し、仕事に復帰する	―	①施設等利用給付認定変更申請書 ②復職証明書
市民税非課税世帯等ではなくなった（0～2歳児クラスのみ）	―	◆いつから変更になったか報告してください。
その他家庭の状況に変化があった	―	◆どのような変更があったか報告してください。

［連絡先］
箕面市教育委員会事務局　子ども未来部　保育幼稚園利用課（子ども総合窓口）
〒562-0003　箕面市西小路 4-6-1　Tel 072-724-6791　Fax 072-721-9907

様式第３号

記入例

令和９年度　施設等利用給付　１号（新１号）認定
施設等利用給付　２号・３号（新２号・新３号）認定

施設等利用給付認定・変更申請書

●新２号・新３号の初回申請者は、新規申請に☑を付け、①～⑤をご記入ください。
●認定要件の変更を希望されるかたは、変更申請に☑を付け、⑥をご記入ください。

保護者（申請者）は認定保護者になります。
すでに、きょうだいが認定済の場合は、その方で決定している認定保護者と同じになります。

事項】に同意し、
規定に基づき、施

該当する場合、幼
育事業も利用する
病児保育事業、子
を希望します。

保護者（申請者）	
住　所	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1
氏　名	箕面　ゆずる
生年月日	昭和〇年〇月〇日
日中連絡先	△△△－△△△－△△△ □□□－□□□－□□□

※申請者の本人確認書類をお持ちのうえ提

児童	フリガナ 氏　名	生年月日	R9年4月1日 現在の年齢
象	ミノオ　モミジ 箕面　もみじ	令和〇年〇月〇日	３歳
		マイナンバー（個人番号）	

申請区分	
	☑ 新規申請
	□ 変更申請（認定内

希望する認定区分のいずれかに☑を付けてください。
□施設等利用給付２号（新2号）認定申請児童の年齢が３～５歳（令和9年４月１日現在）
□施設等利用給付３号（新3号）認定申請児童の年齢が　0～2（令和9年４月１日現在）かつ市民税非課税世帯

①認定内容

認定希望区分	
	以下の該当する□のい
	保育の必要性がないかた □　施設等利用給付
	保育の必要性 ※レ点を　　は、必 □　施設等利用給付２号認定 ※申請子どもは、認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過している □　施設等利用給付３号認定（新３号認定） ※申請子どもは、認定希望日時点で満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあり、かつ、市町村民税非課税世帯である
認定希望期間	開始　令和〇年〇月〇日から　　終了　就学前まで　・　年　月　日まで

②世帯の状況

※対象児童以外の父母及び同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。
（単身赴任のかたがいる場合も記入してください。）
※認定開始日時点で箕面市外在住の保護者のかたについてはマイナンバー（個人番号）も記入してください。

児童の家族の状況	フリガナ 氏　名	児童との続柄	生年月日	職業・幼稚園名・学校名等	R9年4月1日現在の年齢	マイナンバー（個人番号） ※箕面市外在住のかたのみ
	ミノオ　ユズル 箕面　ゆずる	父	昭和〇年〇月〇日	会社員	35	222222222222
	ミノオ　アカネ 箕面　あかね	母	昭和〇年〇月〇日	パート	35	
	ミノオ　ササユリ 箕面　ささゆり	姉	平成〇年〇月〇日	〇〇小学校４年生	9	
			年　月　日			
			年　月　日			

該当の有無					
	ひとり親世帯	有　・　(無)	在宅障害児（者）がいる世帯	有　・　無	生活保護受給世帯
(〇〇)年1月1日現在の住所地	父	□箕面市　☑箕面市以外（　　）市・町・村　(海外)（アメリカ）			
	母	☑箕面市　□箕面市以外（　　）市・町・村・海外（　　）			

※現在の住所地の年度については、記入例をご参照ください。

新３号認定を希望の場合かつ認定開始日時点で箕面市外にお住まいの保護者のかたのみマイナンバーを記入してください。

③利用施設

施設	状況	施設名	施設所在市町村	入園年月
	(内定)・在籍	△△幼稚園		令和〇年〇月

利用中または利用予定の施設を記入してください。

確認ください>

＜④及び⑤は、施設等利用給付認定２号・３号を申請されるかた（保育の必　　を利用するかた）のみ記入・確認してください＞

④保育を必要とする理由

以下の該当する□にレ点を付けてください。

[子から見た続柄] (父)・母・その他（　　）	☑ 就労	□ 妊娠出産	□ 疾病障害	□ 介護等	□ 災害復旧					）
[子から見た続柄] 父・(母)・その他（　　）	☑ 就労	□ 妊娠出産	□ 疾病障害	□ 介護等	□ 災害復旧	□ 求職活動	□ 就　継続			）

保育を必要とする理由について、保護者それぞれ該当する欄に☑を付けてください。

※月６４時間以上の就労等により家庭で保育できないかたが対象です。
※必要な添付書類を併せてご提出ください。

⑤併用中（予定）のその他保育サービス

認可外保育施設、一時預かり事業（一時保育・ちょこっと保育等）、病児保育事業（病児・病後児保育等）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター等）を利用する（予定を含む）かたは記入してください。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	施設所在地	利用開始（予定）年月日
ミノオファミリー・サポート・センター みのおファミリー・サポート・センター	認可外・一時預かり 病児保育・(子育て援助活動支援)	〒○○○-○○○○ 箕面市○○　○丁目○－○ TEL：　○○○　－　○○○　－　○○○	令和○年○月○日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動支援	〒 TEL：　－	日

※通園中の幼稚園・認定こども園が十分な預かり保育を実施していない等の場合（①平日、　　未満または②年間開園日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合）にのみ、認可外保育施設　　対象になります。

併用中または併用予定の施設をご記入ください。

⑥認定変更

変更内容	変更前	変更後
保育を必要とする理由 父・母・その他（　）	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□育児休業継続 □その他（　　）	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□育児休業継続 □その他（　　）
認定区分の変更	□施設等利用給付１号（新１号） □施設等利用給付２号・３号 （新２号・新３号）	□施設等利用給付１号（新１号） □施設等利用給付２号・３号 （新２号・新３号）
変更理由		
変更開始日	年　月　日まで	年　月　日から

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 施設等利用給付認定の審査並びに申請者　　課税状況、生活保護の適用状況及び児童手当・児童扶養手当の受給状況の確認に当たって官公署に対し必要な文書の閲　　とがあります。
2. 申請書等に記載した内容　　施設・事業者に提供す
3. 施設等利用費は、認定
4. 新年度４月利用開始の　　らせを延期する場合が
5. 申請内容が事実と相違
6. 認定希望日現在で、子　　利用給付認定の申請は

【該当するかた（変更申請に☑を付けたかた）のみご記入ください】
■保育を必要とする理由
要件が変わる保護者に○をつけ、該当の要件に☑を付けてください。
■変更理由
変更理由をご記入ください。
■変更開始日
該当する日付をご記入ください。

〔市記入欄〕
●事務処理
□園受付　□窓口
□電話番号登録　□
●本人確認書類
1点でよいもの　□運転免許証　□マイナンバーカード　□パスポート　□その他
2点必要なもの　□健康保険の資格確認書　□通帳・カード　□その他
□健康保険の資格確認書